

# つちはし事務所通信

# 6

## June

## 2021



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2021年6月1日

### 助成金情報

## 令和3年5月・6月の雇用調整助成金の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、雇用調整助成金に特例措置が設けられ、これまで多くの申請が行われてきました。現状でも一部地域で緊急事態宣言が発出されるなど、未だ感染拡大が収束する見通しは立ちません。5月からは雇用調整助成金の原則的な措置の縮減が行われる一方、感染が拡大している地域、特に業況が厳しい企業等についての特例が設けられ、6月30日まで延長が決まりました。

雇用調整助成金の特例は、全国の原則的な措置、業況特例（生産指標が前年または前々年の同期と比べ、最近3ヶ月の月平均値で30%以上減少した全国の事業所）の措置（※1）、地域特例（まん延防止等重点措置対象地域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて、一定の営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業所）の措置（※2）、の3つに分かれます。業況特例（※1）と地域特例（※2）については2021年4月までの特例が、2021年5月および6月にも適用されることとなりますが、全国の原則的な措置については、雇用調整助成金等の1人1日あたりの助成額の上限が13,500円に、事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率が9/10に引き下げられました。

### 特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月	
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①	
	業況特例(※1)【全国】	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例(※2)	緊急事態宣言	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置	-	4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①	
	業況特例(※1)【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る特例(※2)	緊急事態宣言	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
		まん延防止等重点措置	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

①は令和2年1月24日から判定基礎機関の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件による助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日からの判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

★上記の助成金の詳細につきましては、お気軽にお尋ねください。詳細を説明させていただきます。

## 新型コロナの小学校休業に係る休暇・母子健康管理の休暇に対する助成金

新型コロナウイルス感染症の拡大により設けられた小学校等の休業等に対応する助成金と、妊娠中の女性従業員の母体保護に対応する助成金が「両立支援等助成金」として整理されました。

### 1. 小学校等の臨時休業等に対応する助成金

小学校等が臨時休業等になることで、子どもの世話のために会社を休まざるを得ない従業員がいます。これに係る助成金は、育児休業等支援コースの中で「新型コロナウイルス感染症対応特例」として設けられました。主な要件は、以下のとおりであり、対象従業員 1 人あたり 5 万円で、1 事業主あたり 10 人まで支給されます。

① 次のいずれも実施していること

- ・ 小学校等が臨時休業等になり、それに伴い子どもの世話を行う必要がある従業員が取得できる特別有給休暇制度（賃金が全額支払われるもの）を、就業規則等に規定している
- ・ 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組み（※）を社内に周知している  
（※テレワーク勤務／短時間勤務制度／フレックスタイムの制度／始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度（時差出勤の制度）／ベビーシッター費用補助制度等のいずれか）

② 従業員 1 人につき、特別有給休暇を 4 時間以上取得させていること

### 2. 妊婦の休暇取得支援のための助成金

妊娠中の女性従業員に対し、新型コロナに関する母性健康管理措置として休暇を取得させるときは、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」に基づき助成金が支給されます。具体的には以下の①～③のすべての条件を満たした事業主が支給対象となります。

① 新型コロナに関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性従業員が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の 6 割以上）の休暇制度を年次有給休暇とは別に整備していること

② ①の有給休暇制度を新型コロナに関する母性健康管理措置の内容とあわせて従業員に周知していること

③ 2020 年 5 月 7 日から 2022 年 1 月 31 日までの間に①の有給休暇を合計して 20 日以上取得させたこと  
支給額は対象従業員 1 人当たり 28.5 万円で、1 事業所（雇用保険の適用事業所）当たり 5 人までとされています。

★申請には就業規則等に規定が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

#### あとがき◆つちはし事務所より

☆今月の事務所通信は、図らずも助成金の話題が 2 つ並びましたが、6 月と 7 月は労働社会保険の分野では、1 年で一番忙しい時期となります。まず、5 月の末に各事業所に送られてきた大型の緑の封筒は労働保険料の年度更新。昨年 4 月 1 日から今年 3 月 31 日までに確定した賃金をもとに、1 年間の労災保険料と雇用保険料の計算をする事務。

☆この時、チェックしておきたいのが、雇用保険に掛けるべき人を掛け忘れていないか。はじめは週に 15 時間ぐらい働く予定だったのに、いつの間にか週 20 時間以上働いているなら、雇用保険の対象者となります。以前は 65 歳以上は雇用保険に入れませんでした。今は年齢に関係なく週 20 時間以上継続的に働いている人は全員、雇用保険に加入して保険料も払う必要があります。

昔の感覚で、うっかり掛け忘れがないか、保険料の引き忘れがないか、今一度ご確認を。

☆新型コロナウイルス感染症の拡大で、自粛生活が続き、ふと気づくとメンタル不調になっているという従業員さんが増えているようです。忘れてはいけないのは、パートさんも含め従業員 50 人以上の会社は年 1 回の「ストレスチェック」が義務化されていること。従業員のメンタル不調を早めに発見するためにも、「ストレスチェック」はお忘れなく。「ストレスチェック」について詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。

